

暴力団排除に関する誓約（休業取得者用）

燕市暴力団排除条例（平成 24 年燕市条例第 2 号。以下「条例」という。）に基づき行政事務全般からの暴力団排除措置を講じています。申請にあたっては、次の事項を確認のうえ、にレを記入してください。

自己又は自己の団体及びその役員等は、次のいずれにも該当しません。

- (1) 暴力団（条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 暴力団員等（条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (4) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与しているもの
- (5) 自己又はその属する法人その他の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しているもの
- (6) 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与しているもの
- (7) その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有するもの

上記誓約事項の確認のため、関係書類にある個人情報をもとにして、新潟県警察本部に照会がなされる場合があることに同意します。

勤務先

氏名

㊟

**【参考】**

燕市暴力団排除条例

（市の事務及び事業における措置）

第 6 条 市は、公共事業その他の市の事務又は事業により暴力団を利することとならないよう、暴力団又は暴力団員若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者を、市が実施する入札に参加させないことその他の暴力団排除のための必要な措置を講ずるものとする。